

第4章 市街地の整備改善に向けた取り組み(土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項)

4-1 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

静岡地区は、江戸時代に駿府城下町として形成され、駿府城(跡)に向かい格子状に連なる街区等、その骨格は現在も維持されている。家康公によるまちづくりの恩恵と、地区を取り囲む地勢的特徴等によって、コンパクトに集約された市街地が形成されている。清水地区は、清水港を背景とした肥沃な街区に、区域西側～中央に住居が集積すると共に商店街が連なり、東側には港を活かした観光・レクリエーション、物流の拠点が面的に配置され、区域内の特色に応じた市街地が形成されている。

いずれの地区においても、近年の中心市街地に対する市民ニーズ・ウォンツの多様化や、移動手段の変化(モータリゼーション進展、徒歩回遊への回帰)、建物の老朽化・耐震性不足、環境負荷増大等に対応するため、市街地の整備改善に向けた取り組みが求められる。これまでも、土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等、公共の用に供する都市基盤施設の整備等を推進してきた。特に前計画においては、静岡地区では静岡駅北口広場整備事業、葵タワー・呉服町タワー・新静岡セノバ等の整備、駿府城公園再整備等を実施し、清水地区では清水駅西土地区画整理事業や、えじりあ等4つの再開発・優建事業、新清水駅舎の改築、清水駅西駐輪場の整備等を実施した。

それら過去の取り組みの積み重ねにもかかわらず、1-5「中心市街地の状況」記載のとおり、まちの活力が減退傾向にある現状においては、「わくわく ドキドキ」と楽しさ・豊かさを享受し、「てくてく らくらく」と回遊・滞在できるまちとなるよう、更なる市街地の整備改善を図ることが求められる。

(2) フォローアップの方策

第4章に位置付けた各事業については、計画期間中に毎年度事業の進捗状況を確認し、必要に応じて計画の変更や事業の改善等を行う。

4-2 具体的事業の内容

【静岡地区】

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置に関連する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>1-1</p> <p>事業名 静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容 商業・業務、駐車場（120台）、駐輪場（291台）、多目的ホール（約600㎡）、高齢者施設（約84戸）、ウェルネス等の整備を図る再開発事業の実施（施行区域約4,000㎡、延床面積約19,700㎡、階数：地上13階、地下1階）</p> <p>実施時期 H25～H30</p>	<p>静岡呉服町第二地区市街地再開発組合、札幌ビルメン株式会社</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられ、また充足機能「医療・福祉・教育」「住戸」の達成に向けた事業である。</p> <p>当該事業実施区域の既存建物群の老朽化進展に対し、防災性・耐震性向上に向けた更新を図りつつ、静岡地区の中心にふさわしい魅力あるまちの形成に向け、土地の高度利用やにぎわい創出等を図る必要がある。「商都」の中軸である呉服町通りの再興に向け、前計画で整備完了した静岡呉服町第一地区再開発事業（呉服町タワー）等とともに地域活力の再生を牽引する新たな中軸拠点の整備を推進することが求められる。その一環として、商業施設、駐車場・駐輪場の充実とともに、地域経済活性化にも繋がる文化的活動等を促進する多目的ホールや、シニア世代が入居する高齢者施設、ウェルネス等の整備・運営を図ることは有用である。</p>	<p>支援措置名 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業-市街地再開発事業）</p> <p>支援措置実施時期 H25～H30</p>	
<p>2-1</p> <p>事業名 静岡七間町地区優良建築物等整備事業</p> <p>内容 商業、保育所（約300㎡、定員30人程度）、住戸（170戸）、駐車場（116</p>	<p>静岡七間町地区優良建築物等整備建設組合</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また充足機能「医療・福祉・教育」「住戸」の達成に向けた事業である。</p> <p>当該事業実施区域の既存建物群の老朽化進展に対し、防災性・耐震性向上に向けた更新を図りつつ、低未利用地を</p>	<p>支援措置名 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業-優良建築物等整備事業）</p> <p>支援措置実施時期 H26～H29</p>	

<p>台)、駐輪場(207台)等の整備を図る優建事業の実施(施行区域約2,600㎡、延床面積約19,500㎡、階数:地上27階、地下1階) 実施時期 H26~H29</p>		<p>活用し、公共空地確保・都市機能拡充等を図る必要がある。映画館群撤退によるにぎわい減退傾向にある七間町エリアの再生に向け、市水道局庁舎整備事業等とともに、福祉・教育・業務・防災・コミュニティ機能等を備えた新たな複合型地域拠点に転換し、魅力ある景観形成等の連携を図ることで地域活力の再生を推進することが求められる。その一環として、地域の雇用や子育てを下支えする保育施設や住戸等の整備を図ることは有用である。</p>		
<p>3 事業名 呉服町通線(紺屋町地区)道路整備事業 内容 市道呉服町通線(紺屋町地区)の道路整備の実施(施行区域:約170m) 実施時期 H25~R1</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区における歩行者の安全性と回遊性の向上に向け、静岡駅北口周辺において、「静岡市の玄関口」にふさわしいにぎわいと憩いのある空間形成を図る必要がある。</p>	<p>支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業) 支援措置実施時期 H28~R1</p>	
<p>4 事業名 市道泉町豊原町線道路拡幅事業 内容 市道泉町豊原町線道路(黒金町・南町)拡幅及び歩道整備の実施(施行区域:約130m) 実施時期 H26~R3</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡駅南口広場に隣接し、歩行者と自動車・自転車等が行き交う道路でありながら、歩道が整備されていない区域において、歩行者が安心・安全に通行できる空間の創出を図る必要がある。</p>	<p>支援措置名 ①社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業と一体の関連事業) ②社会資本整備総合交付金(道路事業) 支援措置実施時期 ①H26 ②H27~H28</p>	
<p>5-1 事業名 無電柱化事業 内容 幹線道路等主要な道路における無電柱化の推進 実施時期 H25~</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区における快適性・回遊性向上に向け、安心安全な通行空間の確保、都市景観の向上、災害時における緊急輸送路等の確保を図る必要がある。</p>	<p>支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業) 支援措置実施時期 H29~H30</p>	
<p>6-1</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」</p>	<p>支援措置名</p>	

<p>事業名 歩いて楽しいまちづくり推進事業</p> <p>内容 静岡地区の歩行者等の移動性・回遊性の向上に資する推進事業（整備プログラムの策定及び推進）の実施</p> <p>実施時期 H26～R3</p>		<p>に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡地区における通過交通量の適正化を図り、安全かつにぎわいある歩行者空間を形成し、歩行者等の移動性・回遊性の向上を推進することが必要である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業）</p> <p>支援措置実施時期 H28～R1</p>	
<p>7</p> <p>事業名 駿府城公園再整備事業（天守台発掘調査公開事業）</p> <p>内容 天守台・天守閣再建可能性を探る埋蔵文化財調査の公開（施行区域：約 10,000 m²）</p> <p>実施時期 H27～R2</p>	静岡市	<p>中軸施策「家康公が築いた歴史資源の活用」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡地区における歴史文化を活かしたにぎわい創出等の活性化に向け、その最たる歴史資源の1つである駿府城天守台・天守閣の再建の可能性を含め、今後の駿府城公園再整備に関する大きな方向性を策定する必要がある。また、家康公顕彰四百年を契機とし、駿府城を通じた地域への愛着・関心の喚起を一層図ることが求められる。</p>	<p>支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>支援措置実施時期 H28～R2</p>	
<p>8</p> <p>事業名 駿府城公園「桜の名所」づくり事業</p> <p>内容 駿府城公園及び周辺部への桜の植樹（約 1,000 本）、効果的なライトアップ、周辺施設等との連携による桜めぐり等の実施</p> <p>実施時期 H27～R6</p>	静岡市	<p>中軸施策「家康公が築いた歴史資源の活用」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡地区における歴史文化を活かしたにぎわい創出等の活性化に向け、家康公顕彰四百年を契機とし、駿府城を通じた地域への愛着・関心の喚起を一層図る必要がある。</p>	<p>支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>支援措置実施時期 H28.4～H30.3</p>	区域内
<p>9</p> <p>事業名 駿府城公園周辺の景観まちづくり方針策定事業</p> <p>内容 駿府城公園周辺のまちづくりの変遷や地区の特殊性の調査、</p>	静岡市	<p>中軸施策「家康公が築いた歴史資源の活用」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡市の玄関口であるJR静岡駅前から駿府城公園、浅間神社に至るルートを中心としたエリアにおいて、歴史的背景を意識し調和のとれた景観による「歴史文化のまち」づくりを推進するため、歴史</p>	<p>支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業）</p> <p>支援措置実施時期 H29</p>	

<p>アンケート調査、ワークショップの実施、景観まちづくり方針策定等</p> <p>実施時期 H29</p>		<p>文化の景観まちづくり方針を策定することが求められている。</p>		
<p>10-1</p> <p>事業名 エリアマネジメント推進事業</p> <p>内容 エリアマネジメントの普及啓発（講演会やワークショップの開催）、まちづくり・エリアマネジメントガイドラインの作成</p> <p>実施時期 H27～H29</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「今日～未来のまちを担う人材・団体の活躍」に位置付けられた事業である。</p> <p>地域の価値・魅力の向上や課題解決には、市民・民間レベルでの実践的なまちづくり活動を促進することが必要であり、特にエリアマネジメントによる持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることが求められる。</p>	<p>支援措置名 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業）</p> <p>支援措置実施時期 H28～H29</p>	
<p>11-1</p> <p>事業名 追手町音羽町線等にぎわい空間創出事業</p> <p>内容 市道追手町音羽町線等の道路整備の実施（施行区域：約300m）、歩道・車道の一部を活用した、オープンカフェ等の実施</p> <p>実施時期 H27～</p>	<p>静岡市、追手町音羽町線空間活用検討協議会（御伝鷹まちづくり株式会社、自治会、商店会、静岡市等）</p>	<p>中軸施策「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡地区におけるにぎわいの創出や回遊性の向上に向け、まちの主要拠点である御伝鷹エリア・町人町エリア・駿府城公園の各エリアを繋ぐ新たな“道筋”を創出することが求められる。歴史文化の核となる駿府城公園と商業地区との間の追手町音羽町線等を官民連携で賑わいのある空間にすることにより、安全で快適に回遊できる静岡都心の歩いて楽しいまちづくりの実現に資する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業）</p> <p>支援措置実施時期 H28～R1</p>	
<p>12-1</p> <p>事業名 立地適正化計画策定事業</p> <p>内容 集約化拠点形成区域（都市機能誘導区域）、利便性の高い市街地形成区域（居住誘導区域）、ゆとりある市街地形成区域の設定等</p> <p>実施時期 H27～H30</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また充足機能「住居」「医療・福祉・教育」「街並み・景観」の達成に向けた事業である。</p> <p>人口減少・市街地拡散・財政縮減等を踏まえ、持続可能な都市経営や快適な生活環境の実現に向け、コンパクトシティの実現を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業）</p> <p>支援措置実施時期 H28～H30</p>	

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>5-2</p> <p>事業名 無電柱化事業【再掲】</p> <p>内容 幹線道路等主要な道路における無電柱化の推進</p> <p>実施時期 H25～</p>	静岡市	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡地区における快適性・回遊性向上に向け、安心安全な通行空間の確保、都市景観の向上、災害時における緊急輸送路等の確保を図る必要がある。</p>	<p>支援措置名 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>支援措置実施時期 H27～H28、R1</p>	
<p>13</p> <p>事業名 自転車走行空間ネットワーク整備事業</p> <p>内容 自転車道や自転車レーン等の自転車走行空間の整備</p> <p>実施時期 H27～R4</p>	静岡市	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡市は他都市に比べ自転車利用率が高いが、全事故に占める自転車関連事故の割合も高い。静岡地区への来街時・区域内回遊時における安全・快適な自転車走行空間の連続性を確保し、自転車利用環境の向上を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>支援措置実施時期 H27～R4</p>	
<p>14-1</p> <p>事業名 御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業</p> <p>内容 商業・業務・学校等の整備を図る再開発事業の実施（面積約0.3ha、延べ面積約18,000㎡）</p> <p>実施時期 R1～R5</p>	御幸町9番・伝馬町4番地区市街地再開発組合	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられ、また充足機能「医療・福祉・教育」の達成に向けた事業である。</p> <p>本地区は施設の更新が進まないまま微小な老朽施設が残存している地区である。また、JR 静岡駅と静鉄新静岡駅を結ぶ歩行者動線の地下道と地上歩道の結節点に位置していることから、建物の不燃化による防災機能の強化と、商業施設の拡充や学校施設の誘致を図ることは中心市街地の賑わい及び回遊性の向上に有用である。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業-市街地再開発事業）</p> <p>支援措置実施時期 R1</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>1-2</p> <p>事業名 静岡呉服町第二地区第一種市街地再開発事業【再掲】</p> <p>内容 商業・業務、駐車場(120台)、駐輪場(291台)、多目的ホール(約600㎡)、高齢者施設(84戸)、ウェルネス等の整備を図る再開発事業の実施(施行区域約4,000㎡、延床面積約19,700㎡、階数:地上13階、地下1階)</p> <p>実施時期 H25~H30</p>	<p>静岡呉服町第二地区市街地再開発組合、札幌ビネン株式会社</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられ、また充足機能「医療・福祉・教育」「住戸」の達成に向けた事業である。</p> <p>当該事業実施区域の既存建物群の老朽化進展に対し、防災性・耐震性向上に向けた更新を図りつつ、静岡地区の中心にふさわしい魅力あるまちの形成に向け、土地の高度利用やにぎわい創出等を図る必要がある。「商都」の中軸である呉服町通りの再興に向け、前計画で整備完了した静岡呉服町第一地区再開発事業(呉服町タワー)等とともに地域活力の再生を牽引する新たな中軸拠点の整備を推進することが求められる。その一環として、商業施設、駐車場・駐輪場の充実とともに、地域経済活性化にも繋がる文化的活動等を促進する多目的ホールや、シニア世代が入居する高齢者施設、ウェルネス等の整備・運営を図ることは有用である。</p>	<p>支援措置名 ①地域・まちなか商業活性化支援事業(公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型) ②防災・省エネまちづくり緊急促進事業</p> <p>支援措置実施時期 ①H30 ②H28~H30</p>	
<p>2-2</p> <p>事業名 静岡七間町地区優良建築物等整備事業【再掲】</p> <p>内容 商業、保育所(約300㎡、定員30人程度)、住戸(170戸)、駐車場(116台)、駐輪場(207台)等の整備を図る優良事業の実施(施行区域約2,600㎡、延床面積約19,500㎡、階数:地上27階、地下1階)</p>	<p>静岡七間町地区優良建築物等整備建設組合</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また充足機能「医療・福祉・教育」「住戸」の達成に向けた事業である。</p> <p>当該事業実施区域の既存建物群の老朽化進展に対し、防災性・耐震性向上に向けた更新を図りつつ、低未利用地を活用し、公共空地確保・都市機能拡充等を図る必要がある。映画館群撤退によるにぎわい減退傾向にある七間町エリアの再生に向け、市水道局庁舎整備事業等とともに、福祉・教育・業務・防災・コミュニティ機能等を備えた新たな複合型地域拠点に転換し、魅力ある景観形成等の連携を図</p>	<p>支援措置名 ①防災・省エネまちづくり緊急促進事業 ②保育所等整備交付金</p> <p>支援措置実施時期 ①H27~H28 ②H29</p>	

<p>実施時期 H26～H29</p>		<p>ることで地域活力の再生を推進することが求められる。その一環として、地域の雇用や子育てを下支えする保育施設や住戸等の整備を図ることは有用である。</p>		
<p>12-2 事業名 立地適正化計画策定事業【再掲】 内容 集約化拠点形成区域（都市機能誘導区域）、利便性の高い市街地形成区域（居住誘導区域）、ゆとりある市街地形成区域の設定等 実施時期 H27～H30</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また充足機能「住居」「医療・福祉・教育」「街並み・景観」の達成に向けた事業である。 人口減少・市街地拡散・財政縮減等を踏まえ、持続可能な都市経営や快適な生活環境の実現に向け、コンパクトシティの実現を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 集約都市形成支援事業費補助金 支援措置実施時期 H27～H28</p>	
<p>15-1 事業名 御伝鷹エリア共通駐車場システム「御伝鷹にとめざー」構築事業 内容 御伝鷹エリア（御幸町、伝馬町、鷹匠一丁目）の大型店・商店街・個店・民間駐車場等で利用できる共通駐車場システムの構築 実施時期 H27～</p>	<p>御伝鷹まちづくり株式会社、御幸町発展会、伝馬町発展会、鷹匠一丁目商業会等</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また重点機能「交通」の充足に向けた事業である。 コンパクトシティの実現を図り、徒歩・自転車や公共交通機関での来街を推進するところだが、相対的にマイカーでの来街が多い現状においては、多様な来街手段を受け入れる環境の整備が必要である。特に、マイカーでの来店が多い大型店や商店街・個店、民間駐車場等で利用でき、市民・来街者にとって利便性が高く、商業・交通事業者にとって有益な駐車場システムの構築を図ることが求められる。</p>	<p>支援措置 地域商業自立促進事業 支援措置実施時期 H27 自立促進調査分析事業 H28 自立促進支援事業</p>	
<p>16-1 事業名 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 内容 駅表示の多言語化、ピストグラム標記、無料無線LANの整備 実施時期 H28～</p>	<p>静岡鉄道株式会社</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区への訪日外国人旅行者の増加を推進するため、外国人の訪問時・滞在時の利便性を向上させるソフト面での受入環境整備を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 訪日外国人旅行者受入加速事業補助金 支援措置実施時期 H28～R2</p>	

<p>17 事業名 東御門橋架け替え事業 内容 東御門橋の架け替え 実施時期 H30～R2</p>	<p>静岡市</p>	<p>老朽化した東御門橋の架け替えを実施する。 駿府城公園エリアの各施設、事業が段階的に整備・改修されることで魅力ある空間が形成され、来街者や歩行者通行量の増加が見込まれる。</p>	<p>支援措置 都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業） 支援措置実施時期 R2</p>	
<p>6-2 事業名 歩いて楽しいまちづくり推進事業【再掲】 内容 静岡地区の歩行者等の移動性・回遊性の向上に資する推進事業（整備プログラムの策定及び推進）の実施 実施時期 H26～R3</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区における通過交通量の適正化を図り、安全かつにぎわいある歩行者空間を形成し、歩行者等の移動性・回遊性の向上を推進することが必要である。</p>	<p>支援措置名 都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業） 支援措置実施時期 R2～R3</p>	
<p>11-2 事業名 追手町音羽町線等にぎわい空間創出事業【再掲】 内容 市道追手町音羽町線等の道路整備の実施（施行区域：約300m）、歩道・車道の一部を活用した、オープンカフェ等の実施 実施時期 H27～</p>	<p>静岡市、追手町音羽町線空間活用検討協議会（御伝鷹まちづくり株式会社、自治会、商店会、静岡市等）</p>	<p>中軸施策「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区におけるにぎわいの創出や回遊性の向上に向け、まちの主要拠点である御伝鷹エリア・町人町エリア・駿府城公園の各エリアを繋ぐ新たな“道筋”を創出することが求められる。歴史文化の核となる駿府城公園と商業地区との間の追手町音羽町線等を官民連携で賑わいのある空間にすることにより、安全で快適に回遊できる静岡都心の歩いて楽しいまちづくりの実現に資する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業-都市再構築戦略事業） 支援措置実施時期 R2</p>	
<p>14-2 事業名 御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業【再掲】 内容 商業・業務・学校等の整備を図る再開発事業の実施（面積約0.3ha、延べ面積約</p>	<p>御幸町9番・伝馬町4番地区市街地再開発組合</p>	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられ、また充足機能「医療・福祉・教育」の達成に向けた事業である。 本地区は施設の更新が進まないまま微小な老朽施設が残存している地区である。また、JR 静岡駅と静鉄新静岡駅を結ぶ歩行者動線の地下道と地</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（住環境整備事業-市街地再開発事業） 支援措置実施時期 R2～R5</p>	

18,000 m ²) 実施時期 R1~R5		上歩道の結節点に位置していることから、建物の不燃化による防災機能の強化と、商業施設の拡充や学校施設の誘致を図ることは中心市街地の賑わい及び回遊性の向上に有用である。		
5-3 事業名 無電柱化事業【再掲】 内容 幹線道路等主要な道路における無電柱化の推進 実施時期 H25~	静岡市	中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区における快適性・回遊性向上に向け、安心安全な通行空間の確保、都市景観の向上、災害時における緊急輸送路等の確保を図る必要がある。	支援措置名 無電柱化推進計画事業補助 支援措置実施時期 R2~	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
18 事業名 歴史案内看板設置事業 内容 駿府九十六ヶ町町名碑の設置 実施時期 H5~	静岡市	中軸施策「家康公が築いた歴史資源の活用」に位置付けられた事業である。 静岡地区における歴史文化を活かした活性化に向け、駿府城下町として栄えた豊かな歴史的財産・個性の情報を、広く来街者に発信する必要がある。また、歩いて楽しい付加価値の高い都市空間を形成することが求められる。		
19 事業名 静岡都心地区街なか再生方針検討事業 内容 公益性寄与を前提とした建替支援策の検討、街区開発と連動して取り組む公共空間整備の検討等の実施 実施時期 H27~	静岡市	充足機能「街並み・景観」の達成に向けた事業である。 静岡地区の重要な都市軸である呉服町通り・七間町通りに面する建物は老朽化が進展している現状においては、都市機能の増進等に向け、今後の商業環境や来街者ニーズを見据えた上で、建物・街区の更新等の再生を図る必要がある。		
20 事業名 市上下水道局庁舎公共広場活用事業	静岡市	中軸施策「まちの空間・時間を楽しむ創造的活動の推進」に位置付けられた事業である。 映画館群撤退によりにぎわ		

<p>内容 七間町エリアに整備する上下水道局庁舎公共広場（約 130㎡）におけるまちづくり活動等への一般向け貸出の実施</p> <p>実施時期 H28～</p>		<p>いが薄れている七間町エリアにおいて、市上下水道局庁舎を整備するとともに、地域の人が集い・交流する取り組みを実施こと環境を整備した上で、まちづくり活動に活用することが必要である。</p>		
<p>21</p> <p>事業名 I Loveしずおか協議会「おまちクリーンキャンペーン」実施事業</p> <p>内容 I Loveしずおか協議会による静岡地区内の清掃活動（年2～3回程度）</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>I Loveしずおか協議会</p>	<p>充足機能「自然・環境」の達成に向けた事業である。静岡地区が安心・安全、快適なまちとなるためには、清掃活動を適宜実施し、衛生的な環境を保持していく必要がある。特に、まちづくり活動の一環として、民間事業主体が自主的に実施することは有用である。</p>		
<p>22-1</p> <p>事業名 静岡市職員等による道路美化活動実施事業</p> <p>内容 ゴールデンウィーク前・大道芸ワールドカップ開催前等における静岡市職員等による清掃活動（年3回程度）</p> <p>実施時期 H17～</p>	<p>静岡建設業協会、静岡市</p>	<p>充足機能「自然・環境」の達成に向けた事業である。静岡地区が安心安全・快適なまちとなるためには、清掃活動を適宜実施し、衛生的な環境を保持していく必要がある。特に、多くの来街者が見込まれる時期には、快適な道路環境を保持しておくことが求められる。</p>		
<p>23</p> <p>事業名 御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業に伴う地下道整備事業</p> <p>内容 再開発事業と既存地下道とを接続するための整備</p> <p>実施時期 R3～R5</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。静岡地区における快適性・回遊性向上のため当該事業によって歩行環境の向上を図ることは有用である。</p>		<p>支援措置名 都市構再編集中支援事業（予定）</p> <p>支援措置実施時期 R4～R5（予定）</p>

【清水地区】

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置に関連する事業

① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>24</p> <p>事業名 清水港・みなと色彩計画推進事業</p> <p>内容 快適で美しい清水港の創出に向けた企業・団体等による色彩協議、協力企業・団体の表彰、広報活動の実施</p> <p>実施時期 H3～</p>	清水港・みなと色彩計画推進協議会	<p>中軸施策「清水のタカラ・チカラ」の積極活用」に位置付けられ、充足機能「街並み・景観」の達成に向けた事業である。</p> <p>清水港は日本3大美港に数えられる港湾であるが、産業化し市民が立ち寄りなくなった港湾空間に生活機能を回復する目的で「みなと色彩計画」が創設された。にぎわいある親水空間の創出と、住む人・働く人・訪れる人にとって快適で美しい港づくりに向け、同計画を進める必要がある。</p>	<p>支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>支援措置実施時期 H28.4～R4.3</p>	区域内
<p>12-3</p> <p>事業名 立地適正化計画策定事業【再掲】</p> <p>内容 集約化拠点形成区域（都市機能誘導区域）、利便性の高い市街地形成区域（居住誘導区域）、ゆとりある市街地形成区域の設定等</p> <p>実施時期 H27～H30</p>	静岡市	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また充足機能「住居」「医療・福祉・教育」「街並み・景観」の達成に向けた事業である。</p> <p>人口減少・市街地拡散・財政縮減等を踏まえ、持続可能な都市経営や快適な生活環境の実現に向け、コンパクトシティの実現を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業－都市再構築戦略事業）</p> <p>支援措置実施時期 H28～H30</p>	

② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>25</p> <p>事業名 バリアフリー道路特定事業</p> <p>内容</p>	静岡市	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>清水地区における快適性・</p>	<p>支援措置名 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>支援措置実施時期 H27～R4</p>	

<p>バリアフリー基本構想重点整備地区であるJR清水駅周辺における歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等</p> <p>実施時期 H27~R4</p>		<p>回遊性の向上に向けては、交通拠点である鉄道駅周辺における生活関連経路のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者を含む全ての人々が利用しやすい道路環境の整備に向けを図ることが求められる。</p>		
<p>13-2</p> <p>事業名 自転車走行空間ネットワーク整備事業【再掲】</p> <p>内容 自転車道や自転車レーン等の自転車走行空間の整備</p> <p>実施時期 H27~R4</p>	静岡市	<p>中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>静岡市は他都市に比べ自転車利用率が高いが、全事故に占める自転車関連事故の割合も高い。清水地区への来街時・区域内回遊時における安全・快適な自転車走行空間の連続性を確保し、自転車利用環境の向上を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 防災・安全交付金（道路事業）</p> <p>支援措置実施時期 H27~R4</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>12-4</p> <p>事業名 立地適正化計画策定事業【再掲】</p> <p>内容 集約化拠点形成区域（都市機能誘導区域）、利便性の高い市街地形成区域（居住誘導区域）、ゆとりある市街地形成区域の設定等</p> <p>実施時期 H27~H30</p>	静岡市	<p>中軸施策「静岡の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、また充足機能「住居」「医療・福祉・教育」「街並み・景観」の達成に向けた事業である。</p> <p>人口減少・市街地拡散・財政縮減等を踏まえ、持続可能な都市経営や快適な生活環境の実現に向け、コンパクトシティの実現を図る必要がある。</p>	<p>支援措置 集約都市形成支援事業費補助金</p> <p>支援措置実施時期 H27~H28</p>	
<p>26</p> <p>事業名 津波避難施設整備事業</p> <p>内容 津波避難ビルの追加指定、補助金による外階段等の設置、津波避難施設の整備</p> <p>実施時期</p>	静岡市	<p>中軸施策「津波対策の推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>将来予想される東南海トラフ地震による津波被害は甚大となることが想定されるため、海に面する清水地区においては、人的被害を軽減するための緊急避難場所の確保を図る必要がある。</p>	<p>支援措置名 防災・安全交付金（市街地整備事業（都市防災推進事業））</p> <p>支援措置実施時期 H24~R2</p>	

H24~R2				
27 事業名 津波防災地域づくり 推進計画策定事業 内容 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく計画の策定 実施時期 H27~H29	静岡市	中軸施策「津波対策の推進」に位置付けられた事業である。 将来予想される東南海トラフ地震による津波被害は、甚大となることが想定される。海に面する清水地区においては、総合的な対策を組み合わせた多重防御を推進する計画を策定する必要がある。	支援措置名 防災・安全交付金（市街地整備事業（都市防災推進事業）） 支援措置実施時期 H27~H28	
16-2 事業名 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業【再掲】 内容 駅表示の多言語化、ピストグラム標記、無料無線LANの整備 実施時期 H28~	静岡鉄道株式会社	中軸施策「徒歩・自転車での回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。 静岡地区への訪日外国人旅行者の増加を推進するため、外国人の訪問時・滞在時の利便性を向上させるソフト面での受入環境整備を図る必要がある。	支援措置 訪日外国人旅行者受入加速事業補助金 支援措置実施時期 H28~R2	
28-1 事業名 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業 内容 日の出埠頭における旅客施設の整備、屋根付き通路の整備、既存の物流上屋の商業施設への改修等 実施時期 H29~R4	静岡県、民間事業者	中軸施策「清水のタカラ・チカ、の積極活用」に位置付けられた事業である。 クルーズ船が寄港する日の出埠頭において、今後も増加が見込まれる訪日外国人旅行者の利便性向上のための環境整備を図る必要がある。	支援措置 社会資本整備総合交付金（緑地等施設整備事業（総合補助）） 支援措置実施時期 H30~R4	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
29-1 事業名 (仮称)清水区本郷町大規模小売店舗跡整備事業 内容 商業、ホテル、共同住宅、駐車場等の整備	ヨシコン株式会社	中軸施策「清水の特徴ある商業空間の形成」に位置付けられ、最重点機能「観光」充足機能「住居」の達成に向けた事業である。 清水地区における地域経済活力が大きく減退傾向にあることは、JR清水駅前の大型店2店が閉店（H13 丸井清		

<p>を図る事業の実施</p> <p>実施時期 H27～H30</p>		<p>水店、H27 西友清水店) したことが如実に表している。丸井清水店跡にはアミューズメント関連のテナントが入居し活用されており、清水地区商業機能の再生や、観光客・まちなか居住者の受け皿として、西友清水店跡においても、地域商業・観光・居住等を推進するにぎわい・生活拠点の整備を図る必要がある。</p>		
<p>30</p> <p>事業名 清水都心ウォーターフロント都市デザイン推進事業</p> <p>内容 清水都心ウォーターフロントにおける都市デザイン方針の策定、都市デザイン調整体制の整備、関係者間の協議調整の実施</p> <p>実施時期 H27～</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「清水のタカラ・チカラ」の積極活用」に位置付けられた事業である。</p> <p>清水地区の重要な拠点であるウォーターフロント（江尻地区～日の出地区）においては、既存産業機能との調整を図りつつ、水辺の環境を活かした交流機能を高めることが必要である。その一環として、都市デザインの観点から、まちと港が一体となった魅力的な空間の形成を図ることが求められる。</p>		
<p>31</p> <p>事業名 清水ウォーターフロント回遊性向上事業</p> <p>内容 清水都心ウォーターフロントにおける人・自転車の動線検討、既存バス路線網検討、LRT導入検討</p> <p>実施時期 H27～</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「徒歩・自転車で回遊・巡りやすさの推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>清水地区の重要な拠点であるウォーターフロント（江尻漁港～日の出地区）においては、既存産業機能との調整を図りつつ、水辺の環境を活かした交流機能や回遊性を高めることが必要である。特に、交流拠点としての機能拡充が求められる日の出地区において、まちづくりと一体となった回遊性向上を図る必要がある。</p>		
<p>32</p> <p>事業名 清水駅東口歩行者デッキ（ペDESTリアンデッキ）延伸事業</p> <p>内容 まち（清水駅東口）と港（江尻漁港）を繋ぐペDESTリアンデッ</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「津波対策の推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>将来予想される東南海トラフ地震による津波被害は、甚大となることが想定される。海に面する清水地区においては、人的被害を軽減するための緊急避難経路の確保を図る必要がある。また、まちと港</p>		

<p>木の延伸(施行区域: 61m)</p> <p>実施時期 H27~H28</p>		<p>を繋いだにぎわい創出に向け、回遊性向上を図る動線を整備することが求められる。</p>		
<p>33</p> <p>事業名 海岸保全施設整備事業</p> <p>内容 防潮堤等の海岸保全施設の整備</p> <p>実施時期 H28~</p>	<p>静岡県</p>	<p>中軸施策「津波対策の推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>将来予想される東南海トラフ地震による津波被害は、甚大となることが想定される。海に面する清水地区においては、人的・物的被害を軽減するための施設整備を図る必要がある。</p>		
<p>34</p> <p>事業名 津波避難誘導設備設置事業</p> <p>内容 津波避難施設案内板・誘導灯等の設置</p> <p>実施時期 H24~R4</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「津波対策の推進」に位置付けられた事業である。</p> <p>将来予想される東南海トラフ地震による津波被害は、甚大となることが想定される。海に面する清水地区においては、人的被害を軽減するための緊急避難場所への迅速・確実な誘導を図る必要がある。</p>		
<p>10-2</p> <p>事業名 エリアマネジメント推進事業【再掲】</p> <p>内容 エリアマネジメントの普及啓発(講演会やワークショップの開催)、まちづくり・エリアマネジメントガイドラインの作成</p> <p>実施時期 H27~H29</p>	<p>静岡市</p>	<p>中軸施策「今日~未来のまちを担う人材・団体の活躍」に位置付けられた事業である。</p> <p>地域の価値・魅力の向上や課題解決には、市民・民間レベルでの実践的なまちづくり活動を促進することが必要であり、特にエリアマネジメントによる持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることが求められる。</p>		
<p>22-2</p> <p>事業名 静岡市職員等による道路美化活動実施事業【再掲】</p> <p>内容 ゴールデンウィーク前・大道芸ワールドカップ開催前等における静岡市職員等による清掃活動(年3回程度)</p> <p>実施時期 H17~</p>	<p>静岡建設業協会、静岡市</p>	<p>充足機能「自然・環境」の達成に向けた事業である。</p> <p>清水地区が安心安全・快適なまちとなるためには、清掃活動を適宜実施し、衛生的な環境を保持していく必要がある。特に、多くの来街者が見込まれる時期には、快適な道路環境を保持しておくことが求められる。</p>		

